

2019 年度 大学教育再生戦略推進費
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業
公募要領

持続的な産学共同人材育成システム構築事業
～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員
育成・活用システムの全国展開～

2019 年 3 月

2019 年 4 月一部修正

文部科学省

目 次

1. 背景・目的	2	(2) 評価等.....	13
(1) 背景.....	2	(3) 成果の発信・普及	14
(2) 目的.....	2	7. 申請書等の提出.....	14
2. 事業の概要について.....	3	(1) 提出方法.....	14
(2) 選定件数	7	(2) 留意事項.....	14
(3) 補助期間	7	8. 補助金の交付等.....	15
(4) プログラムの規模.....	7	(1) 補助金の交付.....	15
3. 申請資格・要件等.....	8	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	15
(1) 申請者等	8	(3) 補助金における不正等への対応 ..	16
(2) 申請可能件数	9	9. その他	16
(3) 申請資格	9	(1) 学生等の安全確保	16
(4) 申請要件	10	(2) プログラム情報の公表等	17
4. 申請書の作成.....	11	10. 問合せ先等.....	17
(1) 申請書等	11	(1) 問合せ先.....	17
(2) 資金計画	12	(2) スケジュール.....	17
5. 選定方法等	12	(別添1：プログラム一覧)	18
(1) 審査手順	12	(別添2：申請制限対象プログラム) ..	19
(2) 事業委員会による意見.....	13	(別添3：経費の使途可能範囲)	20
6. プログラムの実施と評価等.....	13		
(1) 実施体制	13		

2019年度 大学教育再生戦略推進費 Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業

持続的な産学共同人材育成システム構築事業

～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～

公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

Society5.0時代を切り拓くためには、経済社会システムの全般的な改革が不可欠となっています。特に、人材育成は重要な課題であり、次世代にふさわしい教育システムへと改革を加速させることが急務となっています。

一方で、我が国の産学連携は、欧米に比べて低調であることが産業界等から強く指摘されているところです。特に、研究と比較すると、教育に関する産学連携はまだまだ不十分な状況です。

(2) 目的

「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」（以下「事業」という。）は、国公私立大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、及び大学共同利用機関法人（以下「大学等」という。）において、個別の企業や業界を超えたオープンイノベーションを促進するため、社会人の学び直しも含め、産学がともに人材育成に主体的に参画し、実践的な産学共同教育の場やプログラムを提供するために不可欠な実務家教員（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）の質・量の充実に資する取組を支援することを通じて、アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環を醸成し、もって、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムを構築することを目的とするものです。

知識を共有・集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である「知識集約型社会」の到来に向けて、これまで以上に実務家教員の活躍が促進されることにより、アカデミアと企業等の教育リソースが継続して往還し、教育研究活動の進展において企業等との協力・連携関係が充実していくことを目指します。

※ なお、実務家教員については、多様な実務家教員の育成・配置や、これら実務家教員の豊富な経験・能力を積極的に取り込んだリカレント教育も含めた特色

ある実践的な産学連携教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の進展を期待する観点から、本事業では、統一的に実務家教員の定義を示すことはしません。以下に示す要件等を踏まえながら、各大学等において具体的に検討の上、申請してください。

2. 事業の概要について

(1) 申請に係る要件

以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

<中核拠点の取組>

社会人の学び直しも含め、中長期的かつ持続的に社会からの人材育成の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムの構築と、実践的な産学共同教育に不可欠な質の高い実務家教員向け研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）を開発・実施し、これらの成果を広く全国に普及させる取組を対象とします。

<運営拠点の取組>

上記に加え、当該研修プログラム修了者の情報を収集・管理し、実務家教員の候補者として大学等に推薦し、特に地方大学等への実務家教員のマッチングを行う「人材エージェント」の仕組みを構築するとともに、各中核拠点で開発された研修プログラムの標準化や研修プログラムの講師の養成など、各中核拠点との連携・取りまとめを実施する取組を対象とします。

なお、申請は、複数の大学等の連携による共同申請とし、単独での申請はできません。申請には、申請時点で申請代表校・連携校のすべての学長¹の了解を得ていることが必要です。また、連携する企業等についても、選定後の協力について、理解を得ていることが必要になります。特に、以下に関する事項に留意して実施する取組を対象とします。(①～⑥、⑧は中核拠点。⑦は運営拠点のみ。)

① 【体系的かつ効果的な研修プログラムの開発】

実社会に則した課題発見・解決型の学習や、最先端理論等に関する学習等を組み合わせた教育プログラムと、その実施に必要な質の高い研修プログラムが具体的に構想・計画されていること。

¹ 本公募要領でいう「学長」には大学共同利用機関法人の機構長を含む。

特に、以下の事項について、具体的に構想・計画され関連性が明確で実現可能なものであるか留意する。

- A) 研修プログラムの名称, 目的
- B) 研修プログラムの受講を通じ育成する人材像（研修プログラムごとに育成する実務家教員の具体的な定義や到達目標）
- C) 履修（受講）資格（求められる技術や能力, 経験等）
- D) 上記 B) に掲げる人材を育成するための具体的な教育内容（授業科目等）・教育方法
- E) 実施体制（担当教員の専門性（例えば「教育学」や「心理学」といった学問分野）や経験（特にFDプログラムを企画・運営した経験や受講歴, 研究業績や学協会等での活動実績）や, 当該研修プログラムを実施するに当たって, 通常の研究活動と両立するための工夫）
- F) 学習時間
- G) 修了要件
- H) 当該研修プログラムにより身についた知識・技術・技能等の具体的な評価や学修成果の可視化のための方法（例えばルーブリックや履修証明制度の活用など）
- I) 研修プログラムの年間スケジュール

なお、当該研修プログラムには、

- ・ 大学教育の現状についての正確な認識, 教育方法や学習評価等の基礎的な知識の獲得
- ・ 実務経験の体系化・構造化, 実務と関連する学問分野との関連付けについての学習
- ・ シラバスや教材作成, 模擬授業を含めた体験型研修（実習）の実施
- ・ 研究推進に当たって必要な能力や研究指導力の修得
- ・ 研究倫理やアカデミックハラスメント等の理解

等が盛り込まれていること。（レベルに応じて、これらが段階的に身に付くような複数の研修プログラムの組み合わせであっても可。）

また、審査においては、上記 A) ～ I) が整合性を持って構想・計画されているかを確認するため、当該研修プログラムに係る具体的なシラバス等のイメージを合わせて提出すること。

② 【連携体制の構築】

本事業は、産学が共同して人材育成を推進するコンソーシアムを形成し、実務家

教員の質・量の充実も含め、実践的な産学共同教育を推進・普及する持続的なシステム（体制）を構築することを目的としているので、当該コンソーシアムが効果的に機能するよう、申請代表校を中心として連携校や企業等との定期的な対話の場を設けるなど連携体制や事業の運営体制・マネジメント体制が明らかにされていることが求められることから、申請時に以下の内容が盛り込まれていることが望ましい。

<大学等間の連携>

- ・ 既に大学等間で連携体制が構築されており、研修プログラムの開発・実施や当該研修プログラム修了者の活躍の場の提供などの役割分担（施設設備の使用等を含む）が明確になっていること。
- ・ 連携する大学等間で積極的な実務家教員の登用や既存の教員の教育プログラムへの参画に対する評価に取り組むこと及びその重要性が共有されていること。
- ・ 大学教員に対して、実践的な観点を授業に反映するため、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施されていること。

<企業等との連携>

- ・ 既に企業等との連携体制が構築されており、コンソーシアムや教育プログラムの企画・立案・実施への参画（例えば問題解決や課題発見学習型の授業（PBL）を産学共同で開発・実施すること）、研修プログラムへの受講者の派遣（その際、例えば当該実務家が有する技術や能力、経験等が明らかになっていることが望ましい）などの協力が得られていること。
- ・ 連携する企業等において、実務家教員も含め、教育プログラムへの参画に対する評価に取り組むことなど本事業の趣旨が共有されていること。
- ・ 大学教員を一定期間受け入れ、社会の実課題に触れる機会を設けるなど、実践的な観点を授業に反映させ、実務と関連する学問分野との関連性を深めるための取組等への協力が得られていること。（例えば企業内研修や企業・産業界あるいは地域社会が抱える課題解決等に係る企画・立案・実施への大学教員の参画。）
- ・ 実務家教員経験者やリカレント教育受講者（修了者）への積極的な評価など、従業員の教育活動への参加を促すための環境整備（例えば処遇改善等）に取り組むことが示されていること。

③ 【社会のニーズに応える工夫】

教育プログラムや研修プログラムの開発・実施に当たっては、例えば、これらの開発段階から実質的な産学の連携体制を構築することやこれらの企画・立案・実施の各段階における定期的な産学の対話の場を設定すること等による企業・産業界のニーズの反映など、社会の要請に応えることが可能となる工夫が構想・計画されて

いること。

加えて、働きながら研修プログラムを受講することができるよう、例えば、土日や夜間での開講、オンラインやMOOC等を活用するなどの工夫が検討されていることが望ましい。

④ 【研修プログラムの普及】

開発した研修プログラムやそのノウハウを他大学等へ普及するための展開方法について、具体的な内容が構想・計画されていること。

なお、開発した研修プログラムをさらに有効に活用するため、既存の学内教員も含めファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成を図る構想・計画となっていることが望ましい。

⑤ 【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

実務家教員の質・量の充実について、大学等の強み・特色、社会（地域）の特性や必要とされている教育プログラムの状況等を把握・分析した上で、定量的かつ複数の明確な指標を用いて、事業実施期間中の年度ごとに意欲的かつ実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定すること（必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。）。その際、以下に記載する必須指標を設定すること。

〔必須指標〕

※中核拠点・運営拠点共通

- ・開発した研修プログラムの受講者数及び修了者数

※運営拠点

- ・「人材エージェント」に登録されている実務家教員数及び外部からのアクセス数、他大学等への実務家教員のマッチング数

⑥ 【自己評価（内部評価）・外部評価体制の構築】

研修プログラム受講者やその修了者による授業を受けた学生のアンケートの活用等による自己評価の体制を構想・計画していること。また、自己評価のみならず、連携校以外の大学等や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行う体制を構想・計画していること。さらに、自己評価と外部評価の結果を反映して改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること。

⑦ 【運営拠点の取組】※運営拠点として申請する場合のみ

人材エージェントとして実務家教員データベースの開発・維持管理、実務家教員の需要マッチング、研修プログラムの標準化、研修プログラムの講師の養成、ポータルサイトの開発・維持管理など、各中核拠点との連携・取りまとめを実施するこ

と。

⑧ 【補助期間終了後の継続的な事業実施】

形成したコンソーシアムや開発した研修プログラムについて、補助期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う構想・計画となっていること。そのために、例えば、以下の点について具体的な内容が構想・計画されていること。

- ・ 研修プログラム受講料の設定について
- ・ 本事業を実施するために雇用する予定の特定任期付教員等の補助期間終了後の取扱いについて
- ・ 本事業を実施するために必要な運営費等の補助期間終了後の取扱いについて
- ・ 企業等の研修プログラムとの連携など、恒常的な受講者の受入について
- ・ 開発する研修プログラムについて、事業期間中に文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）としての認定を目指すことの可能性について
- ・ クロスアポイントメント制の積極的な活用について
- ・ 厚生労働省の教育訓練給付金やキャリア形成促進助成金などの活用について
- ・ 教育関係共同利用拠点（大学の職員の組織的な研修等の実施機関）等としての認定を目指すことの可能性について
- ・ 将来的な方針として、産学の供託金や協賛金、受講料等による運営について理解が得られていること

（２）選定件数

中核拠点 4 件程度，運営拠点 1 件。ただし，申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（３）補助期間

最大 5 年間。ただし，国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

（４）プログラムの規模

補助金基準額：

【中核拠点】 65,000 千円（初年度・年間）

【運営拠点】 上記に加え，人材エージェント等必要経費として

61,000 千円（初年度・年間）

※補助金基準額は，補助金額の上限であり，直接経費と直接経費の 15%にあたる間接経費の総額です。

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後も中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムを維持・展開する観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。（そうしたことを想定し、事業期間（5年間）の具体的な行動計画を策定してください。また、本行動計画は文部科学省の会議やHP等で公表させていただきます。）
なお、前述の補助期間中の予算額の逡減に関わらず、各年度の補助金額は、当該年度の全体予算等を踏まえ、取組の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

①対象機関

我が国の国公立大学²、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、及び大学共同利用機関法人を対象とします。

②事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長（高等専門学校においては校長、大学共同利用機関法人においては機構長。以下、「学長」という。）とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。国内の大学等が複数参加して実施する取組であるため、あらかじめすべての連携校の学長の了解を得たうえで、主となる1つの大学等が申請代表校として申請することとします。

事業者に「研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育

²学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

成事業)」を交付します。

③申請単位

申請は、大学等を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、研究所、大学共同利用機関）で申請することはできません。

④事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学等に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学等を申請代表校として申請できる件数は1件とします。申請代表校として複数件の申請はできません。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は等、プログラムに申請できません。なお、申請代表校のみならず、連携プログラムを実施する他の大学等も対象となります。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学等

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等

iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の2019年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学等

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等

v) 大学教育再生戦略推進費（以下、「再推費」という。）におけるプログラムのうち2018年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学等（対象プログラムは別添2のとおり。）

vi) 再推費におけるプログラムのうち2018年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学等（対象プログラムは別添2

のとおり。)

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」(2017年度まで)または「指摘事項(法令違反)」(2018年度から)が付されている大学等
- viii) 大学, 大学院, 短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第45号)第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学等
- ix) 次の表に掲げる2016年度から2019年度の平均入学定員超過率及び2019年度の入学定員超過率の基準を満たしていない学部(短期大学, 高等専門学校の場合は学科)を設置している大学等

区分	大学				短期大学	高等専門学校
	4,000人以上			4,000人未満		
大学規模 (収容定員)					4,000人 未満	短期 大学
学部規模 (入学定員)	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満			
2016年度 ～2019年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
2019年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

(4) 申請要件

プログラムへの申請を希望する大学等は, 以下に掲げる内容を, 全学(i～viについては大学院, 専攻科, 別科, 研究所, センター等を除く。)において申請時に達成しているか, 中間評価実施年度末(2022年3月)までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお, プログラムに選定され, 補助金の交付が決定された場合においても, 学校教育法等の法令に違反した場合は, 交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから, 申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

i) ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー, アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに, それらに基づき

教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。

- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA 制度⁴などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学等において、「是正意見」（2017年度まで）または「指摘事項（是正）」（2018年度から）が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

（1）申請書等

『2019年度大学教育再生戦略推進費「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

その他、申請書の作成に当たっては、本事業における大学等の取組、本事業に関する分かりやすい達成目標、アウトプット及びアウトカムを具体的に記載して申請してください。その際、当該補助金による取組だけでなく、大学等独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育改革を断行し、その質的転換を図るための総合的かつ長期的な事業計画を策定してください。

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁴ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

(2) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、本プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることも検討しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。(そうしたことを想定し、事業期間(5年間)の具体的な行動計画を策定してください。)
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会」(以下「事業委員会」という。)において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。事業委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『2019年度「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」審査要項』を参照してください。

なお、審査に当たっては、地域や学校種、設置形態、大学等の規模や特性(分野)等にも考慮するものとします。

本年度の審査に係る面接審査は7月中旬頃に行う予定です。面接対象となった大学等には、事業委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は8月中旬頃に行う予定です。

(2) 事業委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 選定された大学等は、プログラムの実施に当たっては、5.(2)に記載した委員会によるプログラムの改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。下記(2)に記載するプログラムの評価等においては、当該意見等への対応状況も評価の対象となります。
- ③ プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。
- ④ 上記の③の他、選定された大学等は毎年度、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、事業委員会による毎年度(中間評価実施年度は除く。)のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の2021年度に、事後評価は補助期間終了後の2024年度に、それぞれ実施する予定です。(なお、事後評価の際に補助期間終了後の取組についても参考として確認させていただく予定です。)
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付

すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。

- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『2019年度大学教育再生戦略推進費「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、2019年6月5日(水)～7日(金)の期間内必着で郵送してください。持ち込みによる申請は受け付けられません。

封筒に「持続的な産学共同人材育成システム構築事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法(小包、簡易書留、宅配便等)により余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課インターンシップ推進係

電話番号：03-5253-4111 (内線 2935, 3345)

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学等について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学等において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をし

ます。

- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適切と考えられる事項に対して、研究拠点形成等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとしします。
- ② 毎年度、「研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業）交付要綱」（平成28年5月17日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学等の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学等の事務局が計画的に

経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成26年4月1日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学等に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学等に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学等名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学等名等を公表する予定です。また、選定された大学等については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学等に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学等間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学等は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学等のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学等や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学等における実務家教員の質・量を先導する大学等として情報発信に取り組み、産学連携による実践的な教育の推進に積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課インターンシップ推進係

電話番号：03-5253-4111（内線 2935, 3345）

(2) スケジュール

公募説明会 2019年4月11日（木）14:00～15:00

（於：文部科学省 第二講堂）

※参加者登録様式等詳細については、文部科学省ホームページに別途掲載

公募締切 2019年6月5日（水）～6月7日（金）

面接審査 2019年7月中旬頃

選定結果通知 2019年8月中旬頃

交付内定 2019年9月頃（予定）

（事業開始）

(別添1：プログラム一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

2019年度予算額 220億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成	
○ 卓越大学院プログラム	74億円
○ 博士課程教育リーディングプログラム	29億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	34億円
○ 大学の世界展開力強化事業	13億円
－ 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(2億円)
－ COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(2億円)
－ ロシア、インド等との大学間交流形成支援	(3億円)
－ アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化	(5億円)
－ 中南米等との大学間交流形成支援	(1億円)
■ 高大接続改革の推進	
○ 「大学入学共通テスト」準備事業	21億円
○ 大学教育再生加速プログラム (AP)「高大接続改革推進事業」	7億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進	
○ 大学教育再生加速プログラム (AP)「高大接続改革推進事業」(再掲)	7億円
○ 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)	10億円
○ Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業	13億円
－ 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT)	(7億円)
－ 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業	(3億円)
－ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	(3億円)
■ 高度医療人材の養成と大学病院の機能強化	
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	12億円
－ 医療データ人材育成拠点形成事業	(2億円)
－ 多様なニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン	(10億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	5億円
－ 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(4億円)
－ 基礎研究医養成活性化プログラム	(1億円)

※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象プログラム)

- 2018 年度に実施した事後評価の結果により, 2019 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
2012 年度	博士課程教育リーディングプログラム
2013 年度	大学の世界展開力強化事業 (海外との戦略的高等教育連携支援～AIMS プログラム)

- 2018 年度に実施した中間評価の結果により, 2019 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
2016 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化)
2016 年度	成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT)
2016 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (放射線災害を含む放射線健康リスクに関する領域)
2016 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (慢性の痛みに関する領域)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学等とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気，ガス，水道等の経費に使用できません。なお，プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に，プログラムを遂行するために直接必要な経費として，例えば，物品等の借損及び使用にかかる経費，施設・設備使用料，広報費，振込手数料，データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等），委託費等に使用できます。

また，他の大学，教員等と協力する取組について，委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお，プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会，懇親会等経費，プログラムの遂行中に発生した事故，災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費，委託費については，プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について，プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合，当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお，委託費は，原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。